

## 平成17年度 国立大学法人横浜国立大学 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### 1) 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

###### ① 教養教育の成果に関する具体的目標の設定

大学教育総合センター(全学教育部及び英語教育部)を中心に各学部との連携を強化し、平成16年度に作成した教養教育の改革案に基づいて、具体的な実施計画を検討する。

さらに学部専門教育内容との補完性の高い教養教育を強化する。

1. 教養教育の改革案に基づいて、教養教育の履修基準、卒業要件単位数、授業科目及び年次配当等の見直しを継続する。  
専門教育の導入教育としての教養教育の在り方や、専門教育科目との関連で設定する必要のある授業科目等について検討する。
2. 国際化を考慮した語学教育の充実という観点から、教養教育の改革案に基づいて、外国語科目の見直し、充実策を検討する。
3. 日本人学生の国際交流科目への参加、国際交流機関との連携による国際理解教育の強化、留学生の日本語能力に応じた日本語教育の具体化を行う。
4. 単位の実質化を図るため、既に実施している履修単位の上限設定、GPA制度、学生による授業評価を総合的に活用する。特にGPAと授業評価の数量的解析により、教養教育の効果及び評価に関する測定法等を確立し、教養教育改革案に沿う改革を実現する。
5. 適正なクラスサイズ、専門教育を補完する科目内容を検討するとともに、学生の履修相談窓口、教員のFD改善組織の活用をさらに進める。

###### ② 専門教育の成果に関する具体的目標の設定

専門分野を中心として他分野でも発展可能な基盤的教育の達成度、卒業後あるいは大学院進学後に必要とされる知識・技能・分析能力・企画能力・発表能力・職業倫理の修得度を卒業生にアンケート調査し、教育内容・方法の改善に繋げ、卒業後あるいは大学院進学後に必要とされる知識・技能等を育成する。

1. 地域交流科目の新設、インターンシップの増加、既存の国際交流科目の活用、IT利用などの多様かつ柔軟な講義形態を取り入れ、問題解決能力を育成する。特に経営学 e-Learning の充実を図る。
2. 教養教育と同時に単位制度の実質化を図るため、既に実施している履修単位の上限設置、GPA制度、学生による授業評価を総合的に活用する。特にGPAと授業評価の数量的解析により、専門教育の効果及び評価に関する測定法を確立する。
3. 一定の基準のもとに学部間等の転属をより柔軟に行えるシステム、複数学部の卒業資格を必要な期間内で得られる教育プログラム及び学部横断型教育コースの設定のための方策の検討に着手する。

##### 2) 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

博士課程前期(修士課程)、後期課程(博士課程)、専門職学位課程のそれぞれにおいて、教育目標の達成度を検証するとともに、改善に向けた方策を検討する。

1. 博士課程前期(修士課程)におけるGPA制度の導入を進める。
2. 大学、部局の枠を超えるより柔軟で効率的な履修システムを検討する。
3. 新たな専攻、連携講座の設置を検討し、組織の改編を行うことにより教育強化を目指す。また、リスクマネジメントに関する高度な専門職業人教育を充実させる。既存の専門職大学院にあっては学生による授業評価、満足度調査などにより実践的な教育の質を検証する。

##### 3) 学士課程及び大学院課程における卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

1. 専攻、学科等の教育目標、育成人材像の実現の程度を検証し、改善策を検討する。

2. 各種の資格試験や国家試験の合格率あるいは合格者数の推移を調査し、合格率あるいは合格者数の上昇に向けた対策を講ずる。
3. 同窓会組織との連携による就職支援を予算措置し、各部局における卒業後の進路状況調査及び全学における情報収集体制を整備する。

#### 4) 学士課程及び大学院課程における教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

1. 企業・自治体等及び学部卒業者・大学院修了者に対する諸調査を企画する。
2. 各部局における外部評価・自己評価の実施状況、外部評価・自己評価を基にした教育・研究・社会貢献・運営等の改善方策の検討状況を調査する。

### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

#### 1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

##### ① 学士課程

1. 入試説明会、オープンキャンパス、ホームページ等各種広報活動においてアドミッション・ポリシーの周知を検証する。また、各種選抜方法の見直しを図る。
2. 高大連携連絡協議会等を通して、高校サイドとの十分な意思疎通を図る。協議会前後にも高校を訪問し、意思疎通を深めていく。
3. 新たな交流先大学を開拓し、受入数と派遣数バランスに配慮しながら、研究者・職員・大学院生・学生の交流が可能となるような環境作りを図る。
4. 早期卒業や飛び級制度による大学院進学の利用状況を調査し、この制度の円滑な運用を図る。

##### ② 大学院課程

1. 学士課程と同様に各種広報活動において、アドミッションポリシーの周知を徹底する。
2. 留学生、社会人及び外国で修士課程を終えた日本人を対象とした入学資格及び入学試験の時期と選抜方法について実態調査を行い、入学者選抜システムの一層の弾力化を進める。
3. 後期課程（博士課程）にあっては、高度の研究能力と広い視野をもった研究者の養成を図るため、多様な選抜及び入学資格の弾力化をさらに推進する。
4. 勤労学生や社会人のために、リフレッシュコース、長期履修学生制度等の推進を継続的にを行い、生涯教育及び高度職業人のニーズに適合した教育をさらに推進する。また、社会人入学者の単位取得方法の柔軟化を推進する。

### 2) 教育課程、教育方法、成績評価等に関する目標を達成するための措置

##### ① 学士課程

#### (i) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

##### 【教養教育についての具体的方策】

教養教育改革案をはじめとする教育理念に沿った新しい教養教育の在り方を継続的に検討して、大学教育総合センター及び各学部の連携の下、実現を図る。

1. 教養教育改革案をはじめとする教育理念に沿った多様な主題別教養教育科目の開講や履修計画指導を実施する。
2. 各外国語の授業について、学生の能力に応じた受講方法を検討・実施する。  
英語教育については、引き続き「評価の標準化」を目指して学内英語統一テスト(TOEFL Level2)やCALLシステムの活用など、改善策を施しながら実施する。  
英語Ⅱ及び英語Ⅲを「専門知入り口の英語力」育成コースと位置づけ、各学部との連携のもとに実施することを検討する。
3. 日本語による学部講義を十分に理解し、演習に積極的に参加できる日本語運用能力とともに日本での社会生活に対応できる能力を有する留学生を育成する。

##### 【専門教育についての具体的方策】

1. 各学部の「教育計画」に記されたカリキュラムの体系性、学生に付与すべき学力、育成人材像の達成度を検証し、「教育計画」の実現に向けた方策を検討する。
2. 全学教員枠による教員配置状況を点検・評価する。
3. インターンシップの拡大に向けた方策を検討する。

#### (ii) 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

1. 各学部・学科等毎に全授業科目のシラバスの記載項目（授業の目的・目標、授業概要、成績

- 評価基準)を精査し、統一を図る。
2. すべての授業科目について授業評価アンケートを実施し、学部・学科の教育に対する学生の意見を総合的に把握し、教育改善に繋げる。
  3. 少人数教育や対話型教育の推進など教育効果を高める取り組みを行うとともに、情報機器をはじめとする設備の充実を図る。
  4. ベストティーチャー賞の選考を行い、高品質な授業を行う教員を表彰する。

### (iii)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. 全ての講義等について、その達成目標に準拠した成績評価基準をシラバスに明示することを徹底する。
2. GPA 制度を活用したきめ細かな指導システムの事例を調査し、全学に公開する。
3. 成績優秀な学生に対する顕彰制度を拡大、継続する。

## ②大学院課程

### (i)教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1. 社会の教育・研究ニーズを反映した体系的カリキュラムであるかを検証するため、卒業生、学生の就職先企業等外部からの評価を受ける。
2. 社会の研究ニーズ(問題意識)について教員や学生が共有できるよう、カリキュラム編成に役立てる。
3. 学部教育のバックグラウンドや研究分野の特性に応じて、学部の専門科目などの基礎的な授業科目の受講を奨励するなど、きめ細かな指導を推し進める。

### (ii)授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

1. 教育目的・目標に則し、授業形態、学習指導方法等の基準の見直しを引き続き行う。
2. 大学院においてもシラバス記載内容の標準化を推進する。
3. 教育用マルチメディアを活用した授業や双方向的な少人数対話型教育を実施する。
4. 学会発表・学術誌への投稿などを支援する研究指導体制の整備を通じ、大学院生等の学外あるいは国外での学会発表や研究活動に対する支援・指導の充実を図る。

### (iii)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. 教育計画を明示し研究計画を明確化する。また、専門の高度化に見合う授業に対応した多様な観点からの評価方法を実施する。
2. 大学院の講義に対して成績評価の分布を作成し、成績評価の厳密性、多面的な評価の達成度を検証する。
3. 各専攻等の学位授与基準を明確化し、それを周知する。
4. 優秀な学生に対し学長表彰を行う。

## (3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### 1)適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1. 学生のニーズとともに、学問内容の変化、社会からの要請を見極めた上で、多様な教育を実施するため、学科、専攻等の改組や適切な教員配置を検討する。
2. TA, RA を積極的に活用し、教育効率の更なる向上を目指す。
3. 平成16年度の検討結果を基に、順次教養教育の改革に取り組む。

### 2)教育に必要な設備、図書館、情報ネットワークの活用・整備の具体的方策

1. 新たな教育ニーズに対応した設備の整備のために、全学的な視点から、附属図書館、総合情報処理センター、各学部等の連携を強化する。利用者のニーズに応じた図書館の利用環境の一層の向上を検討する。
2. 講義棟、研究棟のバリアフリー化等を実現するため、順次改修を行う。
3. マルチメディア環境を充実し、授業資料の電子化、授業形態の情報化などの対応について、優れた取組を教員に周知する。
4. e-Learningなどのネットワークを活用した教育システムの充実を図る。

### 3)教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための具体的方策

1. 各学科、課程において「教育計画」の達成度を評価し、教育改善策を提案する。

2. 学生による授業評価アンケートを実施し、大学教育総合センター及び平成16年度に各部局に設置された評価委員会がアンケート結果のとりまとめと評価を行い、学部・学科・教員個人にフィードバックする。
3. 個々の教員の教育に関する自己点検・評価結果を基に、教育に関する特別な予算配分をより具体的に検討する。

#### 4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

大学教育総合センターのFD推進部が中心となり、学生による授業評価アンケート結果を有効に活用し、学部・学科等に教育改善策を提示する。

#### 5) 学内共同教育等に関する具体的方策

学部教育への寄与が十分に出来るよう附属図書館と全学教育研究施設が連携する仕組みを検討する。

#### 6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

国連大学高等研究所との連携等、各部局において時代に相応しい教育実施体制の改善策実現に努める。

### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### 1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. いくつかの機会を捉えながら学生からの意見をもとに学生支援の課題を把握し、本学諸委員会・組織で連携を取り改善を行う。
2. 各学部・学科・課程における学習支援体制を調査し、優れた取組を全学に紹介するとともに、学生への教育支援にキャンパス・ボランティアの活用を検討する。
3. 後期課程大学院生の学会発表を促進するため、財政的支援措置の充実等を図る。
4. 不登校・引きこもり学生へのアプローチを拡大するために、保健管理センターと部局との連携体制の構築を検討する。

#### 2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 学生の悩みや相談に対応するため、保健管理センターと各部局との連携を強化し、支援体制・環境の整備を図る。
2. 就職セミナーに参加した学生の意見を採り入れるなどして、就職相談体制・活動の一層の充実を図る。
3. 本学と産学連携包括協定を締結した企業へのインターンシップを開始するなど、インターンシップ制度の拡充を図る。

#### 3) 経済的支援に関する具体的方策

学生の教育研究を支援するため、奨学生プログラムに関する情報提供等の充実を図るとともに、授業料減免措置の拡大等を行う。

#### 4) 課外活動の支援に関する具体的方策

課外活動を支援している教職員から、教育の一環としての課外活動に対する支援の改善策について意見を求める。

#### 5) 社会人及び留学生等に対する配慮

1. チューター制度の有効活用を図るため、留学生に対してアンケート調査を行い、英語による各種書類及びシラバス等を充実させるなど、改善策を検討する。
2. 大学院では、社会人のために講義の夜間開講等、修学条件の一層の改善を図る。
3. 就学の便宜のため、利便性の高い地区のサテライト教室を有効活用できるよう充実を図る。
4. 全学で連携して低廉な宿舍の確保に努め、宿舍情報の広報に努める
5. 利用者のニーズに応じた図書館の利用環境の一層の向上を検討する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 目指すべき研究の方向性

教員個人の発想に基づき各学問分野の固有の課題に取り組むとともに、複数の教員の協力によるプロジェクト研究の推進により、先進的、実践的研究成果を生み出し、広く社会に貢献する。

#### 2) 大学として重点的に取り組む領域

情報・通信分野、環境分野の21世紀COE拠点研究に加え、次世代ナノマシン創出の研究をはじめとする分野融合プロジェクトを強化する。知財戦略経営プロジェクト、GISを活用する研究プロジェクト、安心・安全の科学研究教育センターを中心とする安心・安全な社会構築のための研究プロジェクトなど文理を融合するプロジェクト研究を推進する。

#### 3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部とよこはまティールオー株式会社、NPO法人YUVECが連携して、知的財産を含む広い意味での産学連携を推進し、共同研究・受託研究の増加に努めるとともに、研究相手先に対し満足度等の調査を行い、共同研究・受託研究の質的向上を目指す。
2. 著書・刊行物・研究成果の発刊・公表の促進、公開講座の活用及び各種審議会等を通じた政策形成への協力、一般市民に向けた研究成果の還元を引き続き推進する。また、Webサイト、印刷媒体等多様な発信方法を用いて学術情報の発信を充実し、研究プロジェクトの紹介や研究成果の公開を推進する。

#### 4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 研究者総覧を充実して学術統計データを公表するとともに、部局毎の研究論文の発表状況を調査し、組織として研究の質の確保に努める。
2. 科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得増のため、毎年、部局毎の応募者を調査し、特に若手研究者に配分する学内研究費を新たに設ける。
3. 実用性・有用性に優れた研究については、特許出願・取得等により水準・成果を検証する。論文発表、特許出願については、論文発表、国際学会での研究発表、特許出願等に設定した目標値等の達成度を検証する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### 1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. 全学教員枠により教員を配置した組織の活動状況を精査し、全学教員枠の有効利用のため、全学的視点から教員等の配置を検討する。
2. 新たな学問領域等に対し、教員を重点的に配置するなど、研究組織の改編が可能となるような教員の適切な配置を検討し、社会から要請される先進的、融合的、学際的な研究課題に対して弾力的・流動的に教員を組織した研究を推進する。
3. 国内外の組織との連携を一層促進し、研究者の交流を活発化する。
4. 公募による採用を押し進めるとともに、任期制が望ましい職種にあっては任期制を積極的に導入し、多様な経歴・経験を有する人材を教職員として採用する。
5. 若手研究者への研究費配分システムを作り、実施する。
6. 大学院生のRA枠の拡大などにより、大学院生の研究能力の有効活用を図る。
7. 各部局に設置された研究推進室（プロジェクト研究推進会議等）が部局内でプロジェクト研究を立ち上げるとともに、産学連携推進本部プロジェクト研究部門が全学的な調整役を果たす。また、学内のプロジェクト研究の内容を公開し、成果を社会貢献に活用する。
8. 部局の実情に応じ、効率的に研究できる体制を整える。

#### 2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 教育研究高度化経費の割合を増やし、将来性が見込まれる研究、プロジェクト研究に重点配分する。
2. 各部局の研究推進室（プロジェクト研究推進会議等）の活動を充実させる。
3. 教員個人の教育評価、研究評価を実施する部局には教育研究高度化経費の配分額を増やすなどの方法により、評価と研究費の配分を連動させるシステムを検討する。
4. 特許料収入を確保するためにライセンス組織を構築する。

### 3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 研究に必要な施設・設備・図書等資料などを全学的視点から、また、学術情報流通の最近の情勢の変化を見極めつつ、整備・充実する。
2. 全学共通利用スペースを確保し、有効利用を図る。
3. 大学全体の視点から、施設、資金や教職員などの適性で有効な配置を図る。

### 4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

よこはまティーエルオー株式会社、NPO 法人 YUVEC と連携して産学連携推進本部知的財産部門における知的財産の活用に関する活動を強化する。

### 5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. 各部局において平成16年度に検討した研究評価法に基づき、教員個人の研究評価を行う。それを基に組織の研究評価の具体的な方策を検討する。
2. 各部局の実情に応じて、評価結果を部局内の研究予算の配分、教員の配置、研究室面積等の配分に反映させる方策を検討する。

### 6) 学内共同研究等に関する具体的方策

産学連携推進本部プロジェクト研究推進部門が中心となり、プロジェクト研究の立ち上げと推進、各部局との調整を行い、優れた成果創出に繋げる。

1. 共同研究推進センターのリエゾン機能の充実を図る。
2. 情報通信ネットワーク基盤整備のあり方を検討する。
3. 機器分析評価センターの体制作りを一層推進する。
4. ポスドク・アントレプレナー（将来の事業化に向けた意欲と構想を持つ博士号取得クラスの若手研究員）による研究開発プロジェクトを育成し、起業化に向けて支援する。
5. 安心・安全の科学研究教育センターの充実を図る。
6. 全学教育研究施設の見直しを検討する。

### 7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

学問分野の発展に応じ、研究実施体制の整備・充実について、引き続き検討する。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

教育研究を通じた社会との連携、国際協力を推進する。特に国連大学高等研究所、JICA などとの協力、交流大学との新たな連携などの充実も検討する。

国際交流科目、短期交換留学プログラム、英語による途上国向け人材育成プログラムを充実する。留学生のために、単位互換制度の有効活用を検討する。

### 1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

1. 大学全体としての組織的・総合的な推進体制を整備するため、大学としての窓口を一本化し、社会のニーズにあった社会貢献活動、社会連携を推進する。
2. 神奈川県、横浜市、川崎市などと連携し、現職教諭のための研修プログラムを実施する。
3. 図書館サービスを補助する地域ボランティアの導入を検討する。また、学内施設、サテライトキャンパス、学外施設を活用し、公開講座、セミナー、研修会等を積極的に開催し、市民・地域に貢献する。
4. 各種審議会、公的研究機関等の委員会・審議会等へ積極的に参加し、専門的立場からの助言等により、地域社会の行政等の施策等への貢献を図る。
5. オープンキャンパスの実施により、大学の情報発信活動を充実させる。
6. 海外の大学との研究交流、外国人研究者受け入れ、国際機関との共同研究、国際協力プロジェクトへの参加を引き続き推進する。より効率的な国際交流推進のために、各部局の学内連携を強化する。

### 2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

1. 産学連携を一層組織的に推進するため、よこはまティーエルオー株式会社、NPO 法人 YUVEC と協力し、両組織または大学の中に研究マネージメントを処理する能力を持つ人材を育成する。

2. 学外組織と協力して研究会・セミナーを開催する。産学連携推進本部産学連携部門が中心となり産学官交流会の主催や参加により研究成果の公表を引き続き推進する。
3. 産学連携のために研究技術データベース集を発刊し、研究者を外部に紹介するとともに、産業界等からのニーズの把握を円滑に行うため、リエゾン機能を高め、本学の持つ研究資産・知的財産の活用を図る。
4. 多様な形態の連携講座を立ち上げ・活用する。
5. 公的機関の委員会・審議会に参加し、専門的見地から助言を行い、社会への発信を図る。

### 3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

教育、研究に限らず、産学連携、知的財産活動についても横浜市立大学などの地域大学との連携を推進する。

### 4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

学部、大学院における英語コースの整備や英語による授業等の充実を図るとともに、単位互換制度の具体的方策について検討する。

1. 全学的な連携のもとに、大学間交流協定校の拡充を図るとともに、留学、海外研究制度を活用し、学生・教職員の海外派遣に努める。
2. 国際的な研究交流を促進するための諸制度の充実策を検討する。
3. 留学生チューターの有効活用等、国際交流委員会において、学生・研究者支援方策について具体的に検討する。

### 5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. 新たな交流協定校の開拓を行うとともに、部局間協定について、全学レベルの協定への拡大を検討し、実績評価を検討する。  
部局ごとあるいは個人レベルで行われる訪問や行事参加についても情報収集を図る。
2. 国際シンポジウム・研究会の開催と参加を奨励する。
3. 地域組織や学校との連携による国際理解教育事業の推進、国際協力銀行との協力による共同プロジェクトの実施など多様なプログラムを実施する。
4. 文部科学省、世界銀行、IMF、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本学生支援機構等との連携による英語を用いた教育プログラムを充実する。

## (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

### 1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1. 附属学校部委員会の機能をさらに充実させ、附属学校間や学部、研究科、教育実践総合センターとの連携システムの構築を目指す。
2. 附属学校の研究や授業等への学部の教員の参画をさらに拡大するとともに、教育実習や実践的授業科目のより適切な企画・運営を行う。
3. 公立学校の研修会、講座等への講師派遣を学部や教育実践総合センターと連携し、継続・推進する。
4. 学校評議員制度を活用して、附属学校のあり方を検討し、これまでの事業をさらに推進するとともに、附属将来プランなどの新たな取り組みに着手する。

### 2) 学校運営の改善に関する具体的方策

1. 各附属学校に即した方法で目標達成度を確認し、次年度の年度目標を明確にする。また、外部評価制度を取り入れた学校評価基準の作成に着手する。
2. 小中連携・養護学校との連携の推進に向けて、総合的な学習等を視野に入れた教育課程の研究や小中合同研究会を継続・推進する。また、附属学校間の相互交換勤務の実現の検討を継続する。
3. 児童生徒の安全確保のため、関係各方面との連携の確認・強化、安全管理研修会の継続実施、安全管理体制の確認と強化などの方策を実施する。
4. 社会人、保護者及び地域住民のゲスト講師としての効果と問題点を確認し、これらをさらに有効に活用した授業実践を行う。
5. 学習支援ボランティアの積極的導入を継続し、その有効な活用方策について検討する。

### 3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

入学者選抜の改善のため、附属小中間の連絡入学の見直し、中高連携準備協議会の検討継続、神奈

川県教育委員会との連携、授業公開・学校説明会の充実等の方策を継続して行う。

#### 4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

1. 交流のための専門委員会の検討を踏まえ、円滑な人事交流を継続する。
2. 現職教員の初任者研修及び10年、15年経験者研修等における研修の場の提供を継続・推進する。
3. 附属学校教員が大学院で資質の向上を実現できる環境をさらに整備する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### 1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

役員その他、執行部を支える学長補佐及び事務局各部長等から構成される拡大連絡会や役員連絡会、役員懇談会等で、学長から提案された課題や企画について検討し、学長のリーダーシップを十分発揮できるようにする。

#### 2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

経営協議会、教育研究評議会に付議する事案の整理と部局間調整を行うとともに、大学の運営に必要な連絡・調整を行うため、役員・部局長合同会議を有効に活用する。

#### 3) 学部長等を中心とした機動的な学部等運営に関する具体的方策

1. 部局長の機動的・効果的な意思決定に資するため、各部局の実情に応じ、部局長補佐等を配置するなど、機動的な部局運営を行う。
2. 各部局の状況に応じ、教授会、各種委員会などの役割と機能を明確にし、代議員制などの導入など効果的な運営を検討する。

#### 4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

学長諮問検討委員会等を設置するなど、教員と事務職員が一体となって効率的、効果的な大学運営を進める体制を整備する。

#### 5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部の機能を充実させるため、本部の傘下にある3部門の連携を図りつつ、外部資金及び競争的資金の獲得増を目指し、獲得した間接経費等について、適切な学内配分の方策を検討する。

大学及びよこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVEC、共同研究推進センターによる研究支援体制の組織化を図り、教員のシーズ発掘、プロジェクト研究の立件及びコーディネート等を組織的に行い、外部資金の獲得増を図る。

2. 教育研究基盤校費及び教官研究旅費相当分から12%を学内の競争的資金として確保し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ選定、配分する。

学内予算配分方針の見直しを行う。

全学的視点からの全学教員枠を活用する。

#### 6) 学外の有識者・専門家の積極的任用に関する具体的方策

有期雇用教職員制度を利用し、学外の有識者、専門家を効果的に活用する。

#### 7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

監査室では、会計監査人及び監事との連携を密にし、事業年度ごとに定めた監査計画はもとより、一層の内部監査機能の充実を図る。

#### 8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

国立大学法人間にある種々の連絡会等を活用して情報を交換し、相互協力体制を推進する。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

#### 1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

組織評価等により、各部局の連携・協力の下、概算要求検討会等で検討を進め、教育研究組織の整備に努める。



## 2) 教育研究組織の見直しの方向性

1. 学術の動向や社会的ニーズに対応した教育研究を推進するため、今後の教育研究組織の在り方について検討する。
2. 自己点検評価により、社会のニーズと各部局の教育目標及び研究分野に適切に対応した教育研究組織の在り方を検討する。
3. 21世紀 COE プログラムに採択されている2研究分野と新興人材養成プログラムで採択されている1課題を中心に、本学独自の教育研究プログラムの育成を図る。  
産学連携推進本部プロジェクト研究推進部門が中心となり、新たな研究プロジェクトを積極的に立ち上げる。

## 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

### 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 各部局における各教員に対する業績評価に基づき、特別昇給、勤勉手当などをインセンティブとして活用する。  
事務系職員の勤務評定に替わる人事評価システムについて検討する。

### 2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 全学教員枠や特任教授等の制度を活用し、教育、研究あるいは社会貢献の分野で活躍が期待できる人材を採用する。

### 3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 引き続き、任期制・公募制を積極的に活用する。

### 4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 引き続き、多様な経歴・経験や出身基盤をもつ者を採用する。

### 5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、学内の研修を充実させるとともに、学外の研修に積極的に参加させる。
2. 文部科学省及び日本学術振興会への研修並びに大学等との人事交流を引き続き行う。
3. 高度な専門的能力が要求される職種については、民間等からの採用を検討する。

### 6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 人件費総枠の中で、教職員の適性に配慮した効率的な配置を行う。

## 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

### 1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

1. 事務処理の効率化を推進するため、事務処理状況の点検・評価を実施し、具体的な方策の検討を行う。
2. 専門的能力が要求される職種については、積極的に関連する研修に参加させ、専門的職員の養成に努めるとともに、人事配置の在り方について検討する。
3. 事務量、業務内容を踏まえながら、適正な人的資源配置の精査を行い、事務の一元化・集中化などによる合理化・簡素化を進め、利用者側から見てわかりやすい組織の在り方を検討する。
4. 適正な人的資源配置の精査を行い、事務職員の適性配置に努める。

### 2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- 「関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会」による統一採用試験から事務系職員の採用を行い、併せて試験実施に対して協力する。

### 3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- 業務の効率化に向けた改善のため、アウトソーシングについて調査・検討する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

## 1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策

1. 各部局において共同研究プロジェクトの推進・活性化を図るとともに、各省庁等の提案公募型資金の獲得や民間等の各種技術課題に関する受託研究の情報を財務部から提供し、申請を奨励する。  
産学連携推進本部では、よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと連携し、シーズ発掘/研究支援チーム（仮称）による活動などを通じて、各種助成金、各種競争的資金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を提供し、それら公募案件に対する申請を促す。  
本学で著作権を有するソフトウェアを調査する。  
産学連携推進本部がよこはまティーエルオー株式会社、NPO 法人 YUVEC との協力により、本学の技術マップの作成などを推進し、受託研究、共同研究、寄附金の数を増やして、研究活動を活性化する。
2. 学外向け講座、セミナー、イベント等を積極的に開催して、一部のものについて有料化を検討する。

## 2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

資産貸出に関する制度等（スペース・管理体制・料金等）の検討を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### 1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

1. 電子事務局化のための具体的な方策を検討する。
2. エネルギー管理標準に基づき省エネルギーを図るとともに、設備等の計画的な保守の集約による経費の節減を図る。
3. 業務内容を見直し、外部委託が効果的なものについては、アウトソーシングを導入するなど、業務合理化による経費抑制策を検討する。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1. 余裕資金等を安全かつ効果的に運用するための体制について検討する。
2. 資産の点検を実施し、貸付可能な資産の検討を行う。
3. 既存の施設の運用・活用を図るため、施設の点検調査を実施し、点検結果情報の学内共有化及び運用について検討する。
4. 剰余金が発生した場合には、各年度において「経営努力」認定を受け、教育研究環境の整備、充実に充てる。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### 1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

引き続き、自己点検・評価の実施体制を整備する。  
引き続き、自己点検・評価の基礎的資料となる年次報告書の充実を図る。

#### 2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

自己点検・評価の結果を公表する。  
評価結果に基づく改善方策を検討する。

### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

#### 1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

1. 学内の諸活動情報を収集できる仕組み、システムの整備を検討する。  
収集した情報の外部への効果的な発信方法を検討する。  
ホームページの情報の新鮮度・充実度を高める。
2. 教員の教育研究活動に関する情報のデータベースである「教育研究活動データベース」の有効性を維持するため、教員への周知を徹底する。  
「教育研究活動データベース」を活用して、教員のプロフィールや研究内容等をホームページで公表する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 施設等の整備に関する具体的方策

1. 施設設備の点検調査を行い、施設整備計画、施設修繕計画を策定する。
2. 教育研究と一体的な施設整備を行うため、外国人研究者・留学生の受入を支援する施設整備をさらに推進し、老朽施設の改善整備、学生支援・交流等のスペースなど学習環境の整備に努める。

## 2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

1. 施設の利用状況の調査を行い、施設の有効活用に努める。
2. 全学共通利用スペースの利用形態に応じた経費の負担を実施する。
3. 耐震診断を計画的に実施し、整備計画（耐震改修）を検討する。  
リニューアル計画に基づく施設の機能保全のために適切な更新・改修に努める。  
老朽等による機能低下に伴う改善整備、インフラの機能確保のために適切な更新・改修に努める。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### 1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 全学の安全衛生委員会及び部局の安全衛生委員会が協力し、安全管理体制の円滑な運用を図る。
2. 放射線関連施設の管理体制及び利用者の安全管理体制の整備を推進する。
3. 警備の強化をさらに進め、構内セキュリティの向上に努める。
4. 大学エコキャンパス建築指針及び同行動計画をさらに推進し、環境保全に努める。  
化学薬品部会のもと薬品管理システムを全学的に整備し、化学物質等の管理の徹底に努める。

### 2) 学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策

教職員、学生に対して、引き続き安全衛生の意識向上を図り、「学生教育研究傷害保険」への加入率増加、「安全の手引き」の配付などの方策を継続する。

### 3) 学生・教職員の安全衛生管理に関する具体的方策

1. 健康診断の受診率向上を図る。  
新健康診断システムの構築と活用
  - a. 新健康診断システムの平成16年度の実施を踏まえ、細部を改良しながら、よりよいシステムの構築を図る。
  - b. 健康診断結果の解析により、本学構成員の健康状態を把握する。
2. 教職員のメンタルヘルス・ケアの充実
  - a. 問診結果よりストレスの度合を算出し、個人におけるストレスの気づきを図る。
  - b. 学内相談窓口の周知を図る。
3. 学内の救急救命システムの構築
  - a. 学内の安全衛生担当スタッフ及び運動部学生を中心とした心肺蘇生法の教育・指導を行い、その普及に努める。
  - b. 平成16年度に保健管理センター内に設置された半自動除細動器の学内における周知を図る。

## VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

23億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延及び予見しがたい事故等のために緊急に必要となる対策費として借入を行うことも想定される。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画の予定はない。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の整備、充実に充てる。

## X その他

## 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	4.7	国立大学財務・経営センター施設費交付金（4.7）

（注）金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

### 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

各部局における各教員に対する業績評価に基づき，特別昇給，勤勉手当などをインセンティブとして活用する。

事務系職員の勤務評定に替わる人事評価システムについて検討する。

### 2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

全学教員枠や特任教授等の制度を活用し，教育，研究あるいは社会貢献の分野で活躍が期待できる人材を採用する。

### 3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

引き続き，任期制・公募制を積極的に活用する。

### 4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

引き続き，多様な経歴・経験や出身基盤をもつ者を採用する。

### 5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため，学内の研修を充実させるとともに，学外の研修に積極的に参加させる。
2. 文部科学省及び日本学術振興会への研修並びに大学等との人事交流を引き続き行う。
3. 高度な専門的能力が要求される職種については，民間等からの採用を検討する。

### 6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

人件費総枠の中で，教職員の適性に配慮した効率的な配置を行う。

（参考1）平成17年度の常勤職員数 1,029人

また，任期付職員数の見込みを11人とする。

（参考2）平成17年度の人件費総額見込み 11,056百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8, 866
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	671
国立大学財務・経営センター施設費交付金	47
自己収入	6, 191
授業料及入学金検定料収入	6, 073
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	118
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1, 198
長期借入金収入	0
計	16, 973
支出	
業務費	15, 057
教育研究経費	11, 012
診療経費	0
一般管理費	4, 045
施設整備費	47
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1, 198
長期借入金償還金	671
計	16, 973

[人件費の見積り]

期間中総額 11, 056百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,062
經常費用	16,062
業務費	15,168
教育研究経費	2,266
診療経費	0
受託研究費等	819
役員人件費	241
教員人件費	8,792
職員人件費	3,050
一般管理費	712
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	182
臨時損失	0
収入の部	16,062
經常収益	16,062
運営費交付金	8,518
授業料収益	5,046
入学金収益	793
検定料収益	234
附属病院収益	0
受託研究等収益	819
寄附金収益	352
財務収益	0
雑益	118
資産見返運営費交付金等戻入	42
資産見返寄附金戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	130
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩金	0
総利益	0

### 3. 資金計画

#### 平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,494
業務活動による支出	15,880
投資活動による支出	422
財務活動による支出	671
翌年度への繰越金	2,521
資金収入	19,494
業務活動による収入	16,255
運営費交付金による収入	8,866
授業料及入学金検定料による収入	6,073
附属病院収入	0
受託研究等収入	819
寄附金収入	379
その他の収入	118
投資活動による収入	718
施設費による収入	718
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,521

(別表) 学部・学科、研究科の専攻等

教育人間科学部	学校教育課程	920人 (うち教員養成に係る分野920人)
	地球環境課程	200人
	マルチメディア文化課程	360人
	国際共生社会課程	360人
経済学部	経済システム学科	414人
	国際経済学科	466人
	経済法学科	110人
経営学部	経営学科	
	昼間主コース	300人
	夜間主コース	84人
	会計・情報学科	
	昼間主コース	280人
	夜間主コース	30人
	経営システム科学科	
	昼間主コース	260人
	夜間主コース	30人
	国際経営学科	
昼間主コース	260人	
夜間主コース	30人	
工学部	(第一部)	
	生産工学科	560人
	物質工学科	640人
	建設学科	520人
	電子情報工学科	580人
	知能物理工学科	360人
	(第二部)	
	生産工学科	75人
	物質工学科	75人
	教育学研究科	学校教育臨床専攻
学校教育専攻		32人
障害児教育専攻		16人
言語文化系教育専攻		40人
社会系教育専攻		30人
自然系教育専攻		50人
生活システム系教育専攻		28人
健康・スポーツ系教育専攻		16人
芸術系教育専攻		30人
国際社会科学部		経済学専攻
	国際経済学専攻	34人
	経営学専攻	60人
	会計・経営システム専攻	36人
	国際関係法専攻	48人
	国際開発専攻	27人
	グローバル経済専攻	27人
	企業システム専攻	30人



	国際経済法学専攻	21人	
	法曹実務専攻	100人	
工学府	機能発現工学専攻	197人	
			〔うち博士課程(前期) 144人 博士課程(後期) 53人〕
	システム統合工学専攻	213人	
			〔うち博士課程(前期) 156人 博士課程(後期) 57人〕
	社会空間システム学専攻	117人	
			〔うち博士課程(前期) 84人 博士課程(後期) 33人〕
	物理情報工学専攻	222人	
			〔うち博士課程(前期) 162人 博士課程(後期) 60人〕
環境情報学府	環境生命学専攻	115人	
			〔うち博士課程(前期) 70人 博士課程(後期) 45人〕
	環境システム学専攻	128人	
			〔うち博士課程(前期) 80人 博士課程(後期) 48人〕
	情報メディア環境学専攻	115人	
			〔うち博士課程(前期) 70人 博士課程(後期) 45人〕
	環境マネジメント専攻	101人	
			〔うち博士課程(前期) 62人 博士課程(後期) 39人〕
特殊教育特別専攻科		60人	
附属鎌倉小学校	720人		
	学級数 18		
附属横浜小学校	765人		
	学級数 18		
附属鎌倉中学校	525人		
	学級数 12		
附属横浜中学校	405人		
	学級数 9		
附属養護学校小学部	18人		
	学級数 3		
附属養護学校中学部	18人		
	学級数 3		
附属養護学校高等部	24人		
	学級数 3		